

### 建築行為等許可申請(法第43条)

	添付書類	説明	備考	チェック
1	委任状		本人申請不要	
2	理由書			
3	全部事項証明書(土地)	申請時以前6ヶ月以内		
4	付近見取図			
5	公図の写し	正本には法務局発行の原本を添付		
6	敷地現況図			
7	求積図			
8	計画建築物等の配置図			
9	排水施設平面図			
10	排水施設構造図			
11	雨水・汚水流量計算書			
12	給水施設平面図			
13	排水放流許可書等			
14	建築後の経過年数が分かる書類	建築後5年以上又は20年経過を示すもの	全部事項証明書(建物)、家屋所在証明書等	
15	規則で定める「やむを得ない理由」に該当することが分かる書類	一般住宅の建築等で建築後の経過年数が5年以上20年未満の場合に必要	日高市土地計画法に基づく開発行為等に関する条例施行規則第7条	
16	その他必要とする書類			

※日高市都市計画法に基づく開発行為等に関する条例施行規則第7条

(条例第5条第7号の規則で定めるやむを得ない理由)

第7条 条例第5条第7号の規則で定めるやむを得ない理由は、次に掲げるものとする。

(1) 生活の困窮その他の生活環境の著しい変化のため、その住居の移転を余儀なくされたこと。

(2) 死亡し、又は行方不明となったこと。

※土地、建物が申請者と異なる場合は、同意書が必要となる。